指定給水装置工事事業者指定時（新規・更新）確認事項調査書

年　　月　　日

氏名又は名称

住　　　　所　〒　　　　－

代表者氏名

電話番号

　　　　　　ＦＡＸ　番号

**１　指定給水装置工事事業者の業務内容**

|  |  |
| --- | --- |
| 営業日・時間 |  |
| 休業日 |  |
| 休日・夜間の対応 | 可　　・　　不可 |
| （可の場合）緊急連絡先 |  |
| 業務内容（該当するものに〇を記入してください） |
| 新築・改造 | 配水管からの分岐～水道メーター |  |
| 水道メーター～宅内給水装置 |  |
| 修繕 | 水漏れや故障の修繕・取替（屋内） | トイレ（ボールタップ等） |  |
| 蛇口（混合水栓等） |  |
| 屋内配管 |  |
| 屋外給水管の修繕（掘削を伴うもの） |  |
| 給水設備（受水槽・ポンプ及びその他付属設備）の修繕 |  |
| 上記内容の公表可否 | 可　　・　　不可 |

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出るようお願いします。

**２　貯水槽水道衛生管理士の在籍業況（公表対象外）**

水道事業者（上下水道部）は，貯水槽水道における供給水の安全衛生を確保するため，貯水槽水道の管理に関して，助言・指導・勧告を行うことがあります。

貯水槽水道衛生管理士には，貯水槽水道の設置者と連携して貯水槽水道の維持管理等を行うとともに水道事業者等の関係行政機関と情報交換を行い，貯水槽水道における供給水の安全衛生を確保する役割があります。

※　貯水槽水道衛生管理士は、公益社団法人全国建築飲料水管理協会が行う講習会を受講することにより取得できる資格です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 | 取得年月日 | 有効期限 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

**３　給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）**

水道法施行規則　第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は，次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

４　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために，研修の機会を確保するよう努めること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名（公表対象外） | 研修会名，実施団体 | 受講年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 公表の可否：　　可　　・　　不可 |

* 外部研修については，受講を証明する書類（修了証等）の写しを添付してください。
* e－ラーニングについては、受講終了時に終了年月日が表示されますので、その画面を印刷したものを添付してください。
* 給水装置工事主任技術者等に行った自社内研修がある場合には、研修内容・研修方法・研修時間を記載してください。
* 公表には，ホームページ等への掲載を含みます。ただし、受講者名は公表の対象ではありません。
* 行数が足りない場合には，必要に応じてコピー等をしてください。

**４　過去１年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況**

水道法施行規則　第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は，次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

２　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において，当該配水管及び他の地下埋設物に変形，破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ，又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

※資格を有していなくても、経験を有していれば記入してください。

|  |
| --- |
| 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事　　（　　施行する　　・　　施行しない　　） |

（「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合には，以下は記入不要です。）

**＊ 過去１年以内に工事実績がない場合には，直近の状況を記入してください。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名（公表対象外） | 配水管への分水栓の取付・せん孔，給水管の接合，いずれの経験も有しているか（〇・×を記入） | 資格等を有しているか（〇・×を記入） | 工事年度 |
|  | 保有している資格等 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 公表の可否：　　可　　・　　不可 |

※　「保有している資格等」には、以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

1. 水道事業者などによって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工

　　（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）

1. 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
2. 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
3. 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する、配管技能に係る検定会の合格者

　　（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

　資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。